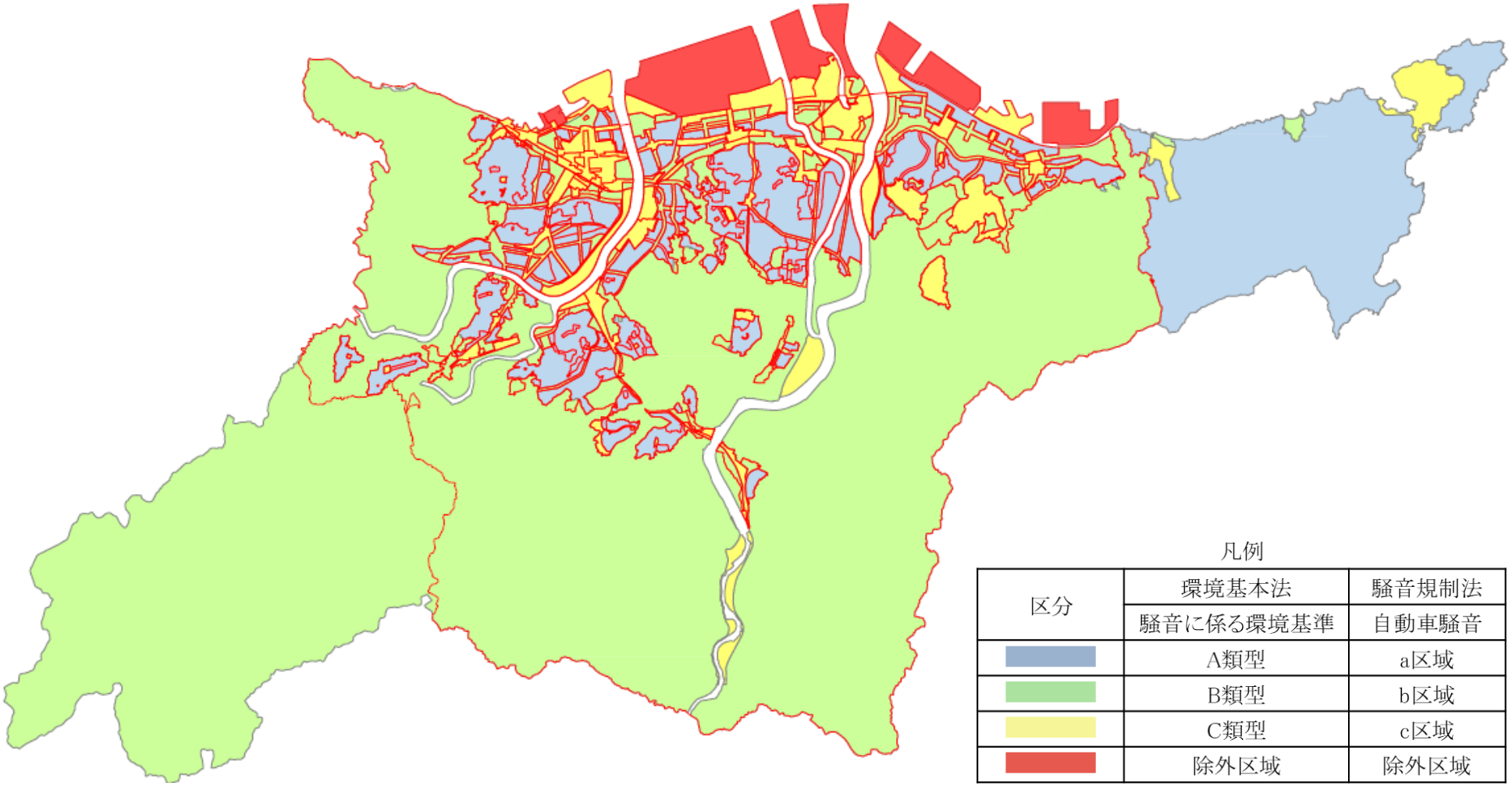
騒音・振動

資７－１　騒音に係る環境基準の指定地域及び自動車騒音の指定地域図

＜環境基準の類型＞

≪騒音に係る環境基準（環境基本法）≫

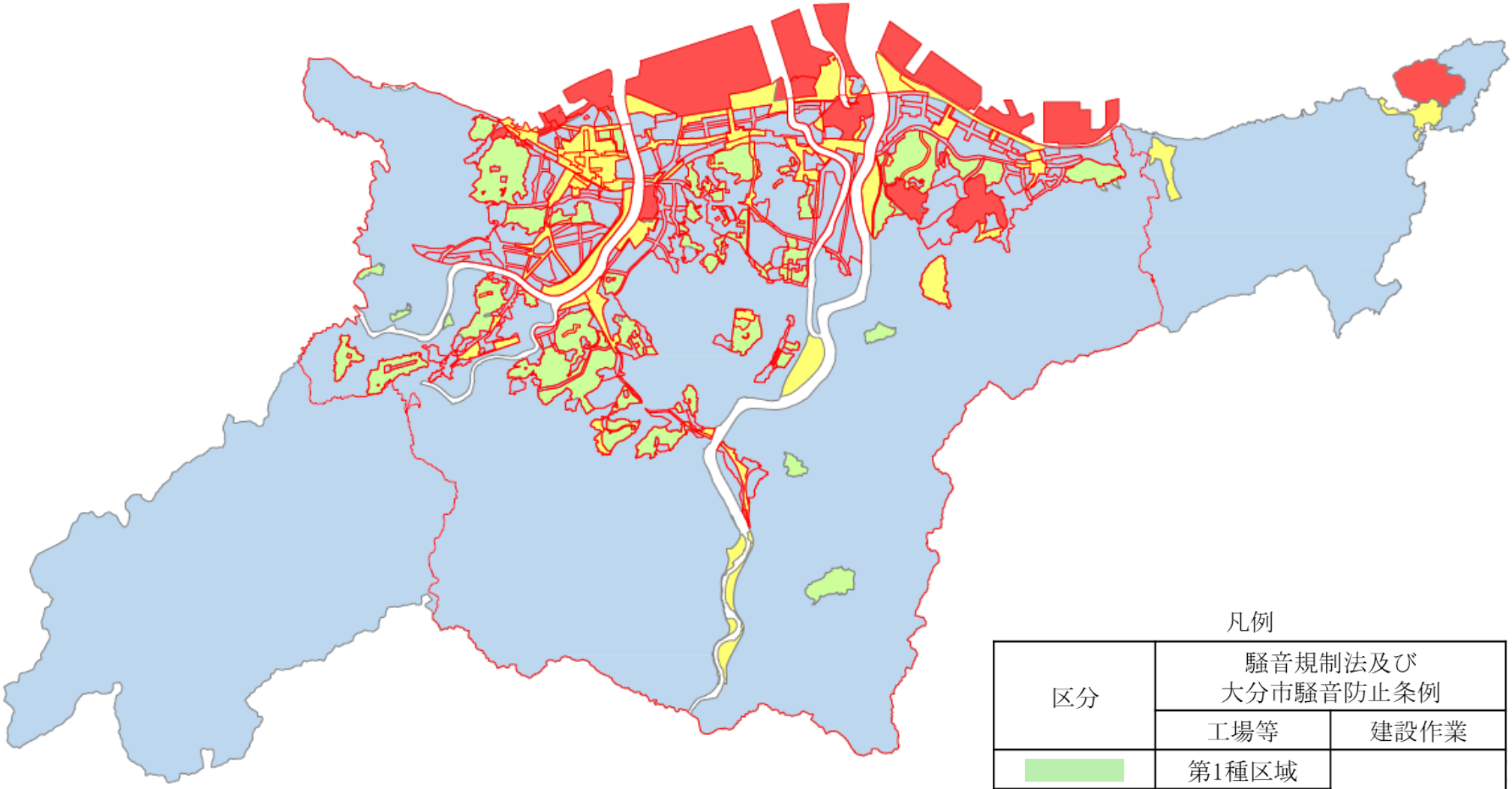
≪自動車騒音の測定に基づく要請等（騒音規制法）≫



凡例

区分	環境基本法	騒音規制法
	騒音に係る環境基準	自動車騒音
	A類型	a区域
	B類型	b区域
	C類型	c区域
	除外区域	除外区域

資７－２　騒音に係る規制基準の指定地域図

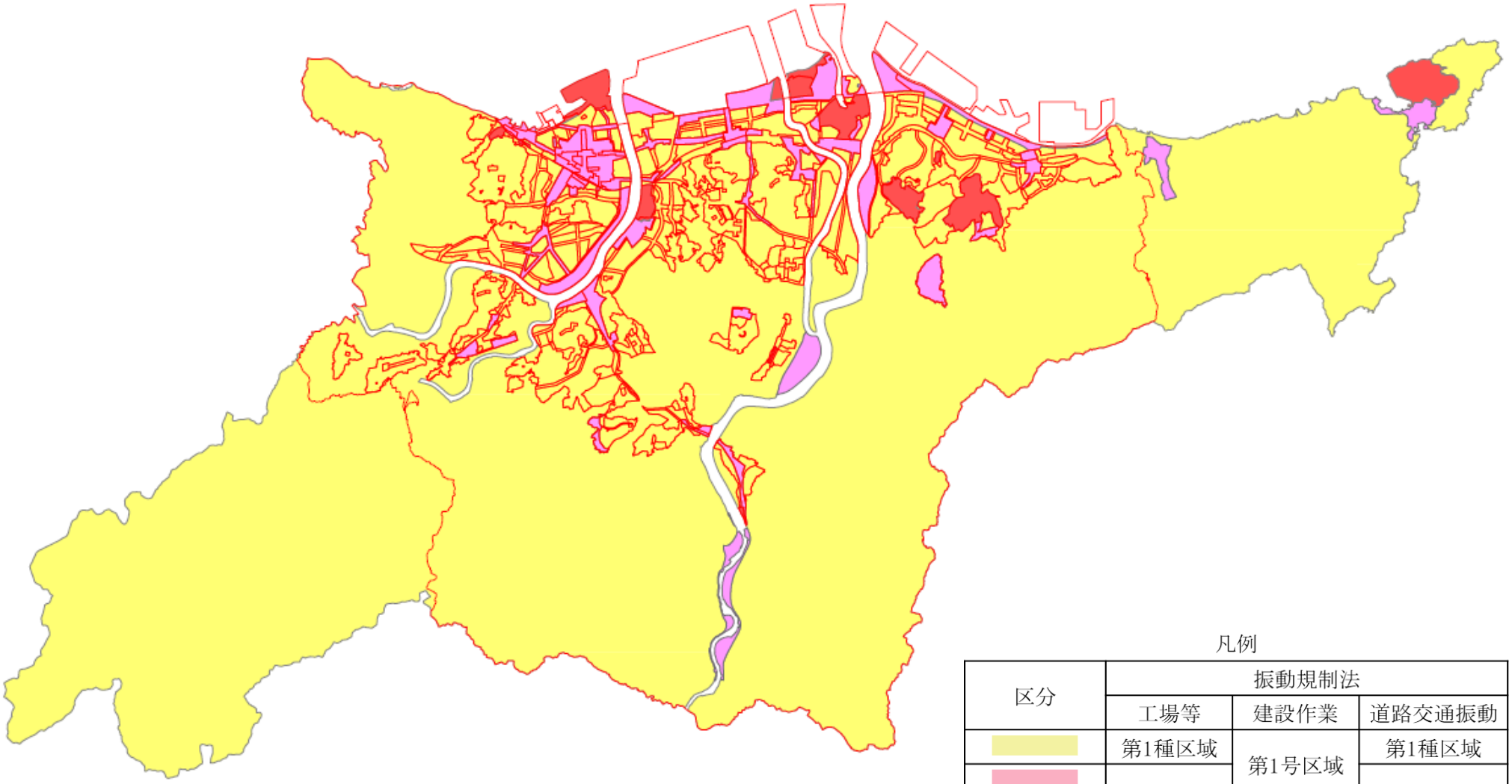


凡例

区分	騒音規制法及び大分市騒音防止条例	
	工場等	建設作業
	第1種区域	第1号区域
	第2種区域	
	第3種区域	
	第4種区域	第2号区域

資７－３　振動に係る規制基準の指定地域図

≪特定工場等及び特定建設作業の規制（振動規制法）≫
≪道路交通振動の測定に基づく要請等（振動規制法）≫



凡例

区分	振動規制法		
	工場等	建設作業	道路交通振動
	第1種区域	第1号区域	第1種区域
	第2種区域		第2種区域
		第2号区域	

資７－４　騒音に係る環境基準について（一般地域）

地域の類型	基　準　値	
	昼　間 午前６時から午後１０時まで	夜　間 午後１０時から翌日の午前６時まで
ＡＡ	５０デシベル以下	４０デシベル以下
Ａ及びＢ	５５デシベル以下	４５デシベル以下
Ｃ	６０デシベル以下	５０デシベル以下

（注１）　時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
（注２）　ＡＡを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
（注３）　Ａを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
（注４）　Ｂを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
（注５）　Ｃを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

資７－５　騒音に係る環境基準について（道路に面する地域）

地　域　の　区　分	基　準　値	
	昼　間 午前６時から 午後１０時まで	夜　間 午後１０時から 翌日の午前６時まで
Ａ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域	６０デシベル以下	５５デシベル以下
Ｂ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域及びＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域	６５デシベル以下	６０デシベル以下

（注１）　車線とは、１縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
（注２）　この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

資７－６　騒音に係る環境基準について（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基　準　値	
昼　間	夜　間
７０デシベル以下 午前６時から午後１０時まで	６５デシベル以下 午後１０時から翌日の午前６時まで
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。	

資７－７　騒音規制法及び大分市騒音防止条例に基づく特定工場等に関する規制基準

時間の区分／区域の区分	昼　間 午前８時から 午後７時まで	朝 午前６時から 午前８時まで	夕 午後７時から 午後１０時まで	夜　間 午後１０時から 翌日の午前６時まで
第１種区域	５０デシベル以下	４５デシベル以下		４０デシベル以下
第２種区域	６０デシベル以下	５０デシベル以下		４５デシベル以下
第３種区域	６５デシベル以下	６０デシベル以下		５０デシベル以下
第４種区域	７０デシベル以下	６５デシベル以下		５５デシベル以下

（注）第１種区域　良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
第２種区域　住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
第３種区域　住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
第４種区域　主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

資７－８　振動規制法に基づく特定工場等に関する規制基準

時間の区分／区域の区分	昼　間 午前８時から午後７時まで	夜　間 午後７時から翌日の午前８時まで
第１種区域	６０デシベル以下	５５デシベル以下
第２種区域	６５デシベル以下	６０デシベル以下

（注）第１種区域　騒音規制法に基づく第１種区域及び第２種区域
第２種区域　騒音規制法に基づく第３種区域及び第４種区域より都市計画法に基づく工業専用地域及び準工業地域の一部を除いたもの

資７－９　特定建設作業に関する規制基準

規　制　内　容	区域の区分	騒　音　規　制　法 大分市騒音防止条例	振　動　規　制　法
特定建設作業の場所の敷地境界における基準値	１号	８５デシベル以下	７５デシベル以下
	２号		
作業時間	１号	午後７時～翌日の午前７時の時間内でないこと	
	２号	午後１０時～翌日の午前６時の時間内でないこと	
作業時間	１号	１日あたり１０時間を超えないこと	
	２号	１日あたり１４時間を超えないこと	
作業の期間	１号	連続して６日を超えないこと	
	２号		
作　業　日	１号	日曜日その他の休日でないこと	
	２号		

（注）第１号区域　騒音規制法及び大分市騒音防止条例に基づく第１種区域、第２種区域及び第３種区域
　　第２号区域　騒音規制法及び大分市騒音防止条例に基づく第４種区域（振動規制法については、都市計画法に基づく工業専用地域及び準工業地域の一部を除いたもの）

資７－１０　自動車騒音の要請限度

時間の区分／区域の区分	昼間 午前６時から 午後１０時まで	夜間 午後１０時から 翌日の午前６時まで	
ａ区域及びｂ区域のうち１車線を有する道路に面する区域	６５デシベル	５５デシベル	１　ａ区域　専ら住居の用に供される区域 ２　ｂ区域　主として住居の用に供される区域 ３　ｃ区域　相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
ａ区域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する区域	７０デシベル	６５デシベル	
ｂ区域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する区域及びｃ区域のうち車線を有する道路に面する区域	７５デシベル	７０デシベル	
幹線交通を担う道路に近接する区域	７５デシベル	７０デシベル	

１　幹線交通を担う道路　道路法第３条 に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては４車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第２条第８項 に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第７条第１号 に規定する自動車専用道路をいう。
２　幹線交通を担う道路に近接する区域　２車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から１５メートル、２車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から２０メートルまでの範囲をいう。

資７－１１　道路交通振動の要請限度

時間の区分 / 区域の区分	昼　　間 午前８時から午後７時まで	夜　　間 午後７時から翌日の午前８時まで
第１種区域	６５デシベル	６０デシベル
第２種区域	７０デシベル	６５デシベル

（注）第１種区域　良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第２種区域　住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

資７－１２　大分市騒音防止条例に基づく一般建設作業に関する規制基準

時間帯 / 区域	昼　間	夜　間
第１種区域	午前７時から午後７時まで ７０デシベル以下	午後７時から翌日の午前７時まで ５５デシベル以下
第２種区域		
第３種区域		
第４種区域	午前６時から午後９時まで ７５デシベル以下	午後９時から翌日の午前６時まで ６０デシベル以下

資７－１３　大分市騒音防止条例に基づく夜間営業等の騒音の制限

区　域	音　　量
第１種区域	４０デシベル
第２種区域	４５デシベル
第３種区域	５０デシベル
第４種区域	５５デシベル

（注１）飲食店営業等を営む者は、午後１１時から翌日の午前６時までの間においては、規則で定める基準を超える騒音を発生させてはならない。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項に規定する風俗営業に該当するものを除く。

（注２）対象となる営業

１　食品衛生法施行令第３４条の２第２号に規定する飲食店営業

２　専らカラオケ装置(ビデオディスク等から伴奏音楽等を再生し、これに合わせてマイクロホンにより歌唱できるように構成された装置をいう。)を使用させて営む営業（前号の規定に該当するものを除く。）

資７－１４　大分市騒音防止条例に基づく拡声機の使用の制限

商業宣伝を目的とした拡声機の使用に当たっては、以下のとおり制限されています。

１　午後５時から翌日の午前９時までの間は、航空機から機外に向けて、拡声機を使用しないこと。

２　次に掲げる施設の敷地の周囲５０メートル以内の区域においては、拡声機を使用しないこと。

（１）　学校教育法第１条に規定する学校

（２）　児童福祉法第３７条に規定する乳児院及び同法第３９条に規定する保育所並びにへき地保育所

（３）　医療法第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有する診療所

（４）　図書館法第２条第１項に規定する図書館

（５）　老人福祉法第２０条の５に規定する特別養護老人ホーム

（６）　介護保険法第８条第２８項に規定する介護老人保健施設

（７）　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園

３　午後８時から翌日の午前９時までの間は、拡声機を使用しないこと。

４　地上１０メートル以上の箇所において拡声機を使用しないこと。

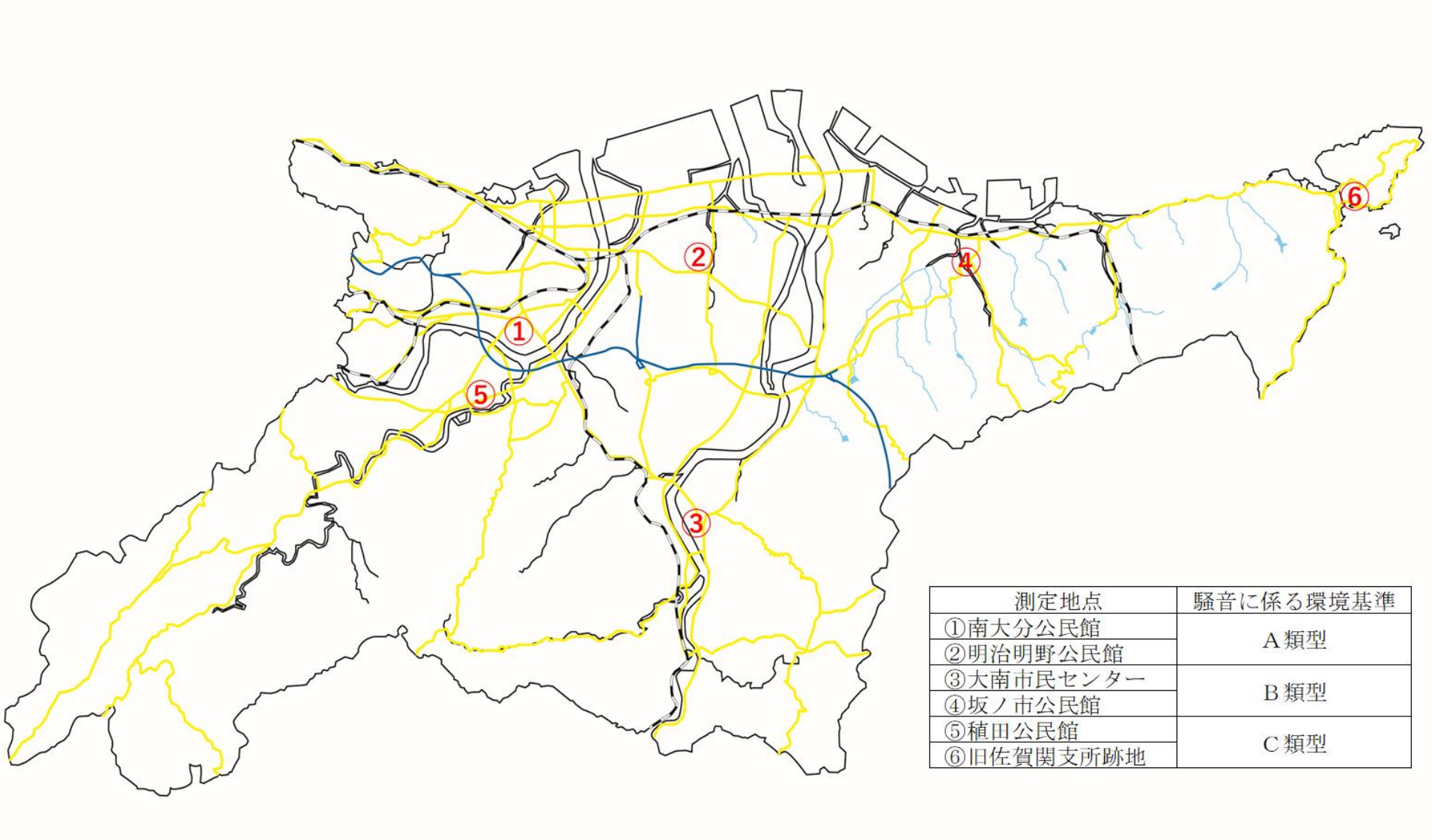
５　同一の場所において拡声機を使用する場合は、拡声機の使用時間は、１回１０分以内とし、１回につき１０分以上の休止時間をおくこと。

６　移動して拡声機を使用する場合は、同一地点に停止して連続して１０分以上使用しないこと。

７　拡声機から発する音量が、当該拡声機の直下の地点から１０メートル離れた地点（１０メートル以内に人の居住する建築物がある場合は、当該建築物の敷地の境界線上の地点）において、次に掲げる区域ごとの音量を超えないこと。

区　　域	音量
第１種区域	５５デシベル
第２種区域	６５デシベル
第３種区域	７０デシベル
第４種区域	７５デシベル

資７－１５　環境騒音調査地点図（一般地域）



測定地点	騒音に係る環境基準
①南大分公民館	A類型
②明治明野公民館	
③大南市民センター	B類型
④坂ノ市公民館	
⑤稙田公民館	C類型
⑥旧佐賀関支所跡地	

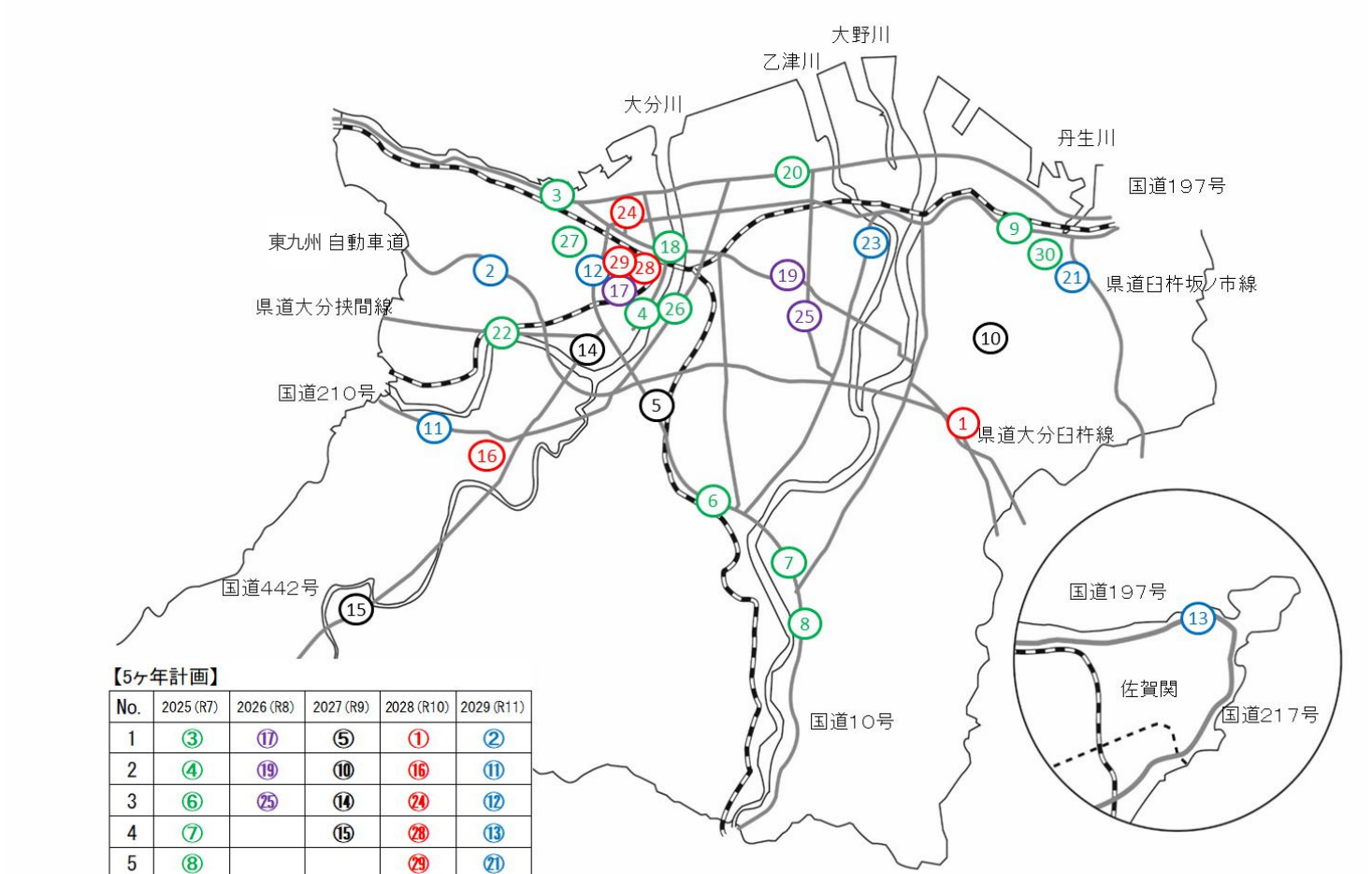
資７－１６　環境騒音調査結果（一般地域）

NO.	調査地点	類型	用途地域	昼間	夜間	基準値	
						昼	夜
1	南大分公民館	A	第１種中高層住居専用地域	47	40	55	45
2	明治明野公民館	A	第１種中高層住居専用地域	47	40		
3	大南市民センター	B	第１種住居地域	47	41		
4	坂ノ市公民館	B	第１種住居地域	51	42		
5	植田公民館	C	商業地域	49	41	60	50
6	旧佐賀関支所跡地	C	－	47	41		

資７－１７　環境基準達成状況（一般地域）

測定地点			達成地点		時間区分毎の達成地点			
					昼間		夜間	
類型	用途地域	地点数	地点数	達成率(%)	地点数	達成率(%)	地点数	達成率(%)
A	第１種中高層住居専用地域	2	2	100	2	100	2	100
B	第１種住居地域	2	2	100	2	100	2	100
C	商業地域	1	1	100	1	100	1	100
	指定なし	1	1	100	1	100	1	100
合　計		6	6	100	6	100	6	100

資7－18　自動車騒音・道路交通振動調査地点図



【5ヶ年計画】

No.	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
1	③	⑰	⑤	①	②
2	④	⑲	⑩	⑯	⑪
3	⑥	㉕	⑭	㉔	⑫
4	⑦		⑮	㉘	⑬
5	⑧			㉙	㉑
6	⑨				㉓
7	⑱				
8	⑳				
9	㉒				
10	㉖				
11	㉗				
12	㉚				
合計	12地点	3地点	4地点	5地点	6地点

資7－１９　自動車騒音・道路交通振動調査　　評価地点一覧（5ヶ年計画）

No.	道路名	測定地点	車線数	測定年月日			騒音環境基準類型	要請限度区域（騒音）	騒音測定結果（Leq）		要請限度区域（振動）	振動測定結果（L10）	
									昼	夜		昼	夜
1	東九州自動車道	丹川	2	R6.1.16	～	R6.1.17	B	b	52	46	1	－	－
2	九州横断自動車道長崎大分線	金谷迫	4	R7.1.23	～	R7.1.24	B	b	55	49	1	－	－
3	一般国道１０号	浜の市	6	R7.12.9	～	R7.12.10	C	c	69	64	2	45	43
4	一般国道１０号	古国府	2	R7.11.18	～	R7.11.19	C	c	△ 71	64	1	44	40
5	一般国道１０号	宮崎	4	R5.1.25	～	R5.1.26	C	c	67	61	2	44	38
6	一般国道１０号	中判田	2	R7.11.13	～	R7.11.14	B	b	70	△ 67	1	44	39
7	一般国道１０号	中戸次	4	R7.11.25	～	R7.11.26	C	c	△ 71	65	2	44	38
8	一般国道１０号	中戸次	4	R7.11.13	～	R7.11.14	C	c	△ 72	65	2	43	38
9	一般国道１９７号	城原	2	R7.11.25	～	R7.11.26	B	b	66	61	1	33	32
10	一般国道１９７号	佐野	4	R4.11.9	～	R4.11.10	B	b	54	48	1	35	27
11	一般国道２１０号	横瀬	2	R6.11.19	～	R6.11.20	B	b	68	62	1	36	22
12	一般国道２１０号	大道	5	R6.11.13	～	R6.11.14	C	c	68	65	2	42	37
13	一般国道２１７号	佐賀関	2	R6.11.27	～	R6.11.28	C	c	66	58	2	28	26
14	一般国道４４２号	奥田	3	R4.12.19	～	R4.12.20	C	c	67	61	2	43	40
15	一般国道４４２号	野津原	2	R4.12.6	～	R4.12.7	-	b	67	58	－	40	31
16	一般国道４４２号	木上	2	R5.11.29	～	R5.11.30	B	b	60	51	1	40	26
17	大分臼杵線	東大道	4	R3.11.9	～	R3.11.10	B	b	58	52	1	33	28
18	大分臼杵線	錦町	4	R7.11.18	～	R7.11.19	C	c	△ 72	△ 66	2	49	44
19	大分臼杵線	明野北	3	R3.11.16	～	R3.11.17	C	c	67	65	2	22	20
20	大在大分港線	向原西	6	R7.11.20	～	R7.11.21	C	c	69	65	1	48	42
21	坂ノ市中戸次線	坂ノ市	2	R6.11.6	～	R6.11.7	B	b	59	50	1	43	34
22	大分挾間線	賀来	4	R7.12.3	～	R7.12.4	B	b	64	57	2	32	28
23	鶴崎大南線	森	2	R6.11.12	～	R6.11.13	B	b	67	60	2	38	28
24	大分港線	中島西	6	R6.1.16	～	R6.1.17	C	c	61	56	2	36	31
25	松岡日岡線	明野東	2	R3.11.16	～	R3.11.17	B	b	67	59	1	37	32
26	下郡宮崎大通り線	片島	4	R7.12.3	～	R7.12.4	C	c	69	64	2	45	42
27	春日大通り田室町線	田室町	4	R7.12.9	～	R7.12.10	C	c	60	54	1	38	34
28	大道金池線	東大道（未定）	4		～								
29	大分駅上野丘線	東大道（未定）	4		～								
30	坂ノ市64号線	坂ノ市	4	R7.11.6	～	R7.11.7	B	b	64	58	2	33	29

資７－２０　環境基準達成状況（幹線交通を担う道路に面する地域）

区分	評価戸数	達成状況		時間区分毎の達成状況			
		戸数	%	昼 戸数	%	夜 戸数	%
全体	34,383	32,974	95.9	33,371	97.1	33,175	96.5
近接空間	14,088	13,232	93.9	13,408	95.2	13,340	94.7
非近接空間	20,295	19,742	97.3	19,963	98.4	19,835	97.7

（注）近接空間　　幹線交通を担う道路に近接する空間
（幹線交通を担う道路の車線数の区分に応じ、道路端から以下に示す距離の範囲）
(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　：15m
(2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m
非近接空間　50ｍの評価範囲のうち近接空間以外の範囲

資７－２１　各種届出状況（特定施設）

１．騒音規制法に基づく特定施設

施設の種類＼届出の種類	設置（使用）届出		使用全廃届出		数変更届出		特定工場等		特定施設総数
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	総数	主要施設のみ計上した総数	
１．金属加工機械	1	12			2	5	166	166	725
２．空気圧縮機等	5	49	1	-1	12	-246	435	433	5,762
３．土石用破砕機等					2	3	53	53	341
４．織　　機							6	6	834
５．建設用資材製造機械							42	42	62
６．穀物用製粉機							1	1	1
７．木材加工機械	1	5					122	122	334
８．抄紙機							2	2	11
９．印刷機械							76	76	271
10．合成樹脂用射出成形機					2	14	5	5	259
11．鋳型造型機								0	31
合　　計	7	66	1	-1	18	-224	908		8,631
実　　数	5		1		12			906	

その他の届出	届出の種類	防止の方法変更届出	氏名等変更届出	承継届出	合計
	件数	0	36	2	38

２．振動規制法に基づく特定施設

施設の種類＼届出の種類	設置（使用）届出		使用全廃届出		数変更届出		特定工場等		特定施設総数
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	総数	主要施設のみ計上した総数	
１．金属加工機械							129	129	604
２．圧縮機	2	5	1	-1	7	-14	215	215	839
３．土石用破砕機等					1	1	46	46	248
４．織　　機							5	5	716
５．コンクリートブロックマシン等							7	7	27
６．木材加工機械							26	26	32
７．印刷機械							31	31	116
８．ロール機							0	0	0
９．合成樹脂用射出成形機					2	16	5	5	247
10．鋳型造型機							3	3	29
合　　計	2	5	1	-1	10	3	467		2,858
実　　数	2		1		9			467	

その他の届出	届出の種類	防止の方法変更届出	使用の方法変更届出	氏名等変更届出	承継届出	合計
	件数	0	1	23	2	26

３．大分市騒音防止条例に基づく特定施設

施設の種類＼届出の種類	設置（使用）届出		使用全廃届出		数変更届出		特定工場等		特定施設総数
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	総数	主要施設のみ計上した総数	
１．金属加工機械							46	46	65
２．圧縮機及び送風機	18	149	1	-10	101	522	1,179	1,179	8,767
３．粉砕機							9	9	9
４．木材加工機械							54	54	123
５．合成樹脂成型加工機							0	0	0
６．遠心分離機								0	3
７．石材引割機							22	22	31
８．紙加工機械							0	0	0
９．走行クレーン							12	12	18
10．クーリングタワー							22	22	84
11．ブロックマシン							3	3	7
合　　計	18	149	1	-10	101	522	1,347		9,107
実　　数	18		1		101			1,347	

その他の届出	届出の種類	防止の方法変更届出	氏名等変更届出	承継届出	合計
	件数	0	41	1	42

資７－２２　特定建設作業の届出件数の推移

法令＼年度	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
騒音規制法	662	661	758	782	710
振動規制法	555	521	591	657	589
大分市騒音防止条例	1,849	1,855	1,954	2,091	1,957

資７－２３　各種届出状況（特定建設作業）

ア　騒音規制法に基づく特定建設作業

特定建設作業の種類＼年度	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
１．くい打機、くい抜機を使用する作業	17	25	24	28	13
２．びょう打機を使用する作業	0	1	0	0	0
３．さく岩機を使用する作業	622	602	700	709	647
４．空気圧縮機を使用する作業	15	19	30	26	33
５．ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾟﾗﾝﾄ又はｱｽﾌｧﾙﾄﾌﾟﾗﾝﾄを設けて行う作業	4	0	0	0	0
６．バックホウを使用する作業	2	13	3	18	16
７．トラクターショベルを使用する作業	1	0	0	0	1
８．ブルドーザーを使用する作業	1	1	1	1	0
合　計	662	661	758	782	710

イ　振動規制法に基づく特定建設作業

特定建設作業の種類＼年度	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
１．くい打機、くい抜機を使用する作業	13	16	20	26	10
２．鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	0	0	0	0	0
３．舗装版破砕機を使用する作業	0	4	2	3	0
４．ブレーカーを使用する作業	542	501	569	628	579
合　計	555	521	591	657	589

ウ　大分市騒音防止条例に基づく特定建設作業

特定建設作業の種類＼年度	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
１．くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	75	71	64	76	42
２．ショベル系掘削機を使用する作業	1406	1463	1559	1707	1590
３．コンクリートカッターを使用する作業	302	264	281	264	292
４．鉄球を使用する作業	0	0	0	0	0
５．ディーゼル発電機を使用する作業	66	57	50	44	33
合　計	1,849	1,855	1,954	2,091	1,957